

## 【資料3】

# 八郎湖環境保全普及啓発推進業務委託企画提案競技審査要領

### (目的)

第1条 本審査要領は、八郎湖環境保全普及啓発推進業務委託企画提案競技の審査に関し、公正かつ適正に審査するための必要事項を定めるものである。

### (審査方法)

第2条 企画提案書は、秋田県生活環境部環境保全課八郎湖環境対策室を事務局とする「八郎湖環境保全普及啓発推進業務委託企画提案競技審査会」において審査する。

#### (1) 審査会の構成

審査会は、次の3課室をもって構成する。

- ・秋田県生活環境部環境保全課
- ・秋田県生活環境部環境保全課八郎湖環境対策室
- ・秋田県生活環境部温暖化対策課

#### (2) 委員長

審査会には委員長をおき、秋田県生活環境部環境保全課八郎湖環境対策室の長が就任する。

### (審査評価内容)

第3条 審査内容については、次のとおりとする。

#### (1) 評価方法

- ・八郎湖環境保全普及啓発推進業務委託に係る企画提案競技実施要領及び同業務仕様書で提示した事項について、企画提案書を基に評価する。
- ・評価項目それぞれについて、5段階で評価を行い、係数を乗じて数値化する。  
全評価項目の合計を100点満点とする。

#### (2) 評価項目及び評価観点

「八郎湖環境保全普及啓発推進業務委託企画提案競技評価表」のとおり。

#### (3) 5段階評価の評価基準

判定結果	提案内容の評価基準
5	極めて優れている
4	優れている
3	普通である
2	不十分で実現に課題がある
1	非常に不十分で実現が困難

#### (4) 係数

重要度に応じ、項目ごとに設定する。

#### (5) 選定順位

- ・各委員が項目毎に評価を行い、評価表を作成する。
- ・各委員の評価表の点数を集計し、評価点の合計得点が高い順に順位を付ける。
- ・合計得点と同じものが複数あった場合には、各委員からの意見を聞いた上で、順位付けを行う。
- ・半数以上の審査員が評価を1とした項目のある提案者は、委託候補者とはしないことがある。

#### (6) 最低基準

評価点の合計得点が、満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

#### (7) 応募者が1者の場合

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を委託候補者とする。

**企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」  
に係る取組の評価基準**

評価項目	設定区分例		配点例		
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	3	最大 5	
		2.00%以上	4		
		3.00%以上	5		
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各 0.25	最大 0.5
			次世代法 ※2		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール		0.5	
	秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍・両立支援企業表彰 ※3	各 0.5	最大 1	
		女性の活躍推進企業表彰 ※3			
子ども・子育て支援知事表彰 ※3					
男女共同参画社会づくり表彰					

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）  
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）  
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。

八郎湖環境保全普及啓発推進業務委託 企画提案競技評価表

審査委員名：

---



---

企画提案者名：

---

評価項目		係数	評価	評価点
分類	評価のポイント			
1. 事業の実施方法について	提案内容は、「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画の中で掲げる長期ビジョン」を踏まえた取組になっているか			
	参加者がイベント終了後も継続的な環境保全活動につながるような動機付けがなされているか。			
	ターゲット層を明確にし、その層に周知され動員が見込めるような集客方法が計画されているか			
	参加者が八郎湖の豊かさについて学び、五感を通じた体験を行う内容となっているか			
2. 実施体制に関する事項について	業務を円滑に遂行するための能力・組織・人員を整えているほか、必要な法令手続きや本委託料以外の財源手当てなどが十分か			
	八郎湖の環境保全に精通した専門家や、地域の活動団体、学校、企業等との連携の体制が構築されている計画となっているか			
3. 積算見積内容の妥当性	必要経費の算出根拠が明確で、項目毎の算出数量や単価が適正であるほか、費用対効果に配慮しているか			
4. 安全確保	提案内容は、参加者の安全を確保できる体制が計画されているか			
5. 賃金水準の向上	別紙「賃金水準の向上」に係る取組の評価基準において審査する			
6. 女性の活躍推進	別紙「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準」において審査する			
合計				